

別紙 1

「ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和 47 年 5 月 27 日 47 農政第 2552 号 農政局長通達) 新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 1 のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に係る植物検疫の 実施については、昭和 47 年 5 月 27 日農林省告示第 798 号(以下「告示」 という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 ～ 3 〔略〕 4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査 (1) 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査は、原則としてアメリカ 合衆国植物防疫機関の行うこれらの施設及び場所の指定のための調査 と共同して行うものとする。 (2) 上記(1)の調査は、原則として<u>1 年</u>に 1 回以上行うものとする。 5 検査及び消毒の確認 告示 5 の検査及び消毒の確認は、<u>原則として 1 年に 1 回以上消毒施設 において、次により行うものとする。</u> (1) 消毒実施の確認 ア 蒸熱処理施設内に積みあげられた生果実の上部、中部及び下部の生 果実の中心が飽和蒸気により 47.2 度に達したこと、生果実の中心温度 の測定点が正確であったこと等を確認すること。 イ <u>アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示 4 の消毒の実施記録を 確認し、消毒実施が十分であったことを確認すること。</u> (2) 輸出検査の確認 ア 生果実のこん数の 1 パーセント以上について行い、検疫有害動植物 のないことを確認すること。 イ <u>アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した輸出検査の記録を確認し、 輸出検査においてミバエ類等検疫有害動植物の発見がなかったことを 確認すること。</u> (3) <u>上記(1)及び(2)の結果、消毒実施が不十分であると判断され たとき又はミバエ類が発見されたときは、その原因についてアメリカ 合衆国植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の 輸出を停止する。</u>	植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 1 のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に係る植物検疫の 実施については、昭和 47 年 5 月 27 日農林省告示第 798 号(以下「告示」 という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 ～ 3 〔略〕 4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査 (1) 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査は、原則としてアメリカ 合衆国植物防疫機関の行うこれらの施設及び場所の指定のための調査 と共同して行うものとする。 (2) 上記(1)の調査は、原則として<u>3 カ月</u>に 1 回以上行うものとする。 5 検査及び消毒の確認 告示 5 の検査及び消毒の確認は、次により行うものとする。 (1) 消毒実施の確認 蒸熱処理施設内に積みあげられた生果実の上部、中部及び下部の生 果実の中心が飽和蒸気により 47.2 度に達したこと、並びに生果実の中 心温度の測定点が正確であったこと等を確認すること。 (2) 輸出検査の確認 ア 生果実のこん数の 1 パーセント以上について行い、検疫有害動植物 のないことを確認すること。 イ <u>前記アの検査の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付 着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、 その原因が判明するまでは以後の消毒確認を行わないこと。</u> (3) 検疫証明書 ア <u>植物防疫官は、前記(1)により消毒が完全に行われたことを確認 したとき、及び前記(2)の輸出検査の確認により検疫有害動植物が</u>

改 正 後	現 行
	認められないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。 イ 前記アの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちょう付させるものとする。 PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR SOLO-TYPE HAWAIIAN PAPAYA Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfection: _____ Certified by _____ (USDA Inspector) Certified by _____ (Japanese Inspector) 又は <i>PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR SOLO-TYPE HAWAIIAN PAPAYA</i> Master Certificate No.: _____ Package No. _____ Date of Disinfection: _____ Certified By: _____ USDA Inspector JAPAN Inspector ウ 前記イの場合において、植物検疫証票をちょう付する場合には、アによる植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付させるものとする。 (4) 上記(1)及び(2)の確認業務は、原則としてアメリカ合衆国植

改 正 後	現 行
6 検疫証明書 <u>ア 生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちょう付するものとする。</u> PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR SOLO-TYPE HAWAIIAN PAPAYA Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfection: _____ Certified by _____ (USDA Inspector) <u>イ 前記アの場合において、植物検疫証票をちょう付する場合には、植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付するものとする。</u> 7 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1) [略] (2) [略] (3) 上記 (1) の確認は、<u>原則として 1 年に 1 回以上実施するものとする。</u> 8 表示 (1) 告示 9 の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。	<u>物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。</u> 6 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1) [略] (2) [略] (3) 上記 (1) の確認は、<u>4 か月に 1 回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。</u> 7 表示 (1) 告示 9 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

改 正 後	現 行
ア 輸出検疫終了の表示 PPQ, APHIS, USDA T R E A T E D イ 仕向地の表示 F O R J A P A N (2) [略] <u>9</u> 輸入検査 (1) ~ (3) [略] (4) 植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示 6 の (3) の封印がこん包になされていない場合、告示 5 の植物防疫官による確認が行われた消毒施設で処理された荷口でない場合、告示 9 の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (5) (6) [略]	ア 輸出植物検疫終了の表示 又は イ 仕向地の表示 又は (2) [略] <u>8</u> 輸入検査 (1) ~ (3) [略] (4) 植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示 6 の (3) の封印がこん包になされていない場合、告示 5 の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示 9 の表示がなされていない場合若しくはこん包が破損又は開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (5) (6) [略]